

「子ども・学校 ADR のご案内」

○子ども・学校 ADR

第二東京弁護士会仲裁センターでは、2020年、当会の子どもの権利に関する委員会と協力して、子どもや学校に関わるトラブルに関して、「子ども・学校 ADR」を立ち上げました。

「子ども・学校 ADR」は、主に学校問題(いじめ・学校事故など)に関して生じたトラブルを中心に、学校と保護者のトラブルだけではなく、児童や生徒間のトラブル、保護者間のトラブル等も取り扱います。

「子ども・学校 ADR」では、あっせん人のうち1名以上を「子どもの権利に関する委員会」から推薦された弁護士を選任し、子どもの権利に関する問題、学校問題に関する経験が豊富な弁護士等が仲裁・和解あっせんを担当します。

「子ども・学校 ADR」の利用に際しては、通常の事件と同様の申立手数料、期日手数料及び成立手数料でご利用いただけます。

仲裁・和解あっせん手続の一般的な流れと手数料については以下のウェブページをご覧ください。

参照:「仲裁の流れと手数料」 <https://niben.jp/service/soudan/chusai/flow.html>

<問合せ窓口>

第二東京弁護士会 仲裁センター

電話番号:03-3581-2249

受付時間:10:00~12:00 13:00~16:00(平日)(祝祭日を除く)

[2021年11月1日現在]